

役員報酬及び費用弁償支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三宝会（以下「当法人」という）定款第8条および第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者）については、報酬、賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 通勤手当については、職員給与規程に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、役員の居住地から計算し、旅費規程別表の園長、副園長等管理職の日当及び交通費、宿泊費の額を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬は、前月11日より当月10日までに職務執行した分を、その月の25日に銀行振込をもって支払うものとする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支給する。

- 2 常勤役員等に対する賞与については、毎年6月及び12月とする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1. この規程は、平成26年8月1日から施行する。
2. この規程は、平成29年6月13日に全文改正する。
3. この規程は、法人が提供する福祉サービスに対する苦情解決に関する要綱及び優先入所検討委員会の、第三者委員にも適用する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	該当者なし
理事	該当者なし

別表2（常勤役員等の賞与）

6月の賞与	報酬月額×2か月
12月の賞与	報酬月額×2か月

別表3（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

報酬の額	1回又は半日につき 5,000円
業務が午前及び午後又は午後及び夜間に及ぶ場合は10,000円 午前、午後及び夜間に及ぶ場合は15,000円	

(2) 理事

報酬の額	1回又は半日につき 5,000円
業務が午前及び午後又は午後及び夜間に及ぶ場合は10,000円 午前、午後及び夜間に及ぶ場合は15,000円	

(3) 監事

報酬の額	1回又は半日につき 5,000円
業務が午前及び午後又は午後及び夜間に及ぶ場合は10,000円 午前、午後及び夜間に及ぶ場合は15,000円	

(4) 第三者委員

報酬の額	1回又は半日につき 5,000円
業務が午前及び午後又は午後及び夜間に及ぶ場合は10,000円 午前、午後及び夜間に及ぶ場合は15,000円	